

町長コラム 第165号

お米づくり

私は、農家の生まれです。町長就任時は、農地を借りてくれるかたがいましたが、条件の悪い所が多かったためか8年前に返却されました。何も作らず耕運や草刈りだけをするのもと思い、どうせなら新たな品種や栽培方法を試すこととしました。

お米は、堆肥や化学肥料を使わない栽培方法で、品種は新たに育成された食味と粘りのある、肥料分をあまり必要としないものを選びました。苗床には、肥料入りの培土を使用しますが、田んぼには堆肥も入れず、稲わら、米ぬか、籾殻を返すのみです。数年は以前の肥料分が残っていますので、病気や倒伏もありましたが、3年目くらいから殺菌剤や殺虫剤は必要なくなり、化学物質は除草剤だけとしました。

ところで、子どもの頃は農家の農繁期は手伝うのが当たり前でした。私は、手伝わない言い訳ばかり考えていました。しかし、自分がある程度の年齢になると見方が変わり、どうせやるなら稲だけは栽培しよう、栽培するなら究極の安全・安心栽培をと思い、無肥料で今年8年目になります。

最初は、収穫できるだろうかと心配しましたが、

化学肥料や堆肥を使わずとも8年間、反収5.5～6俵は維持しています。小米も激減し、25アールで60キロ程度です。

用水にある程度の養分が含まれていると考えられます。今年は、田んぼの表面をかくはんする器具を購入しましたので、除草剤を使わなくても可能か試してみます。

遊休農地が年々増える中、このような栽培方法や品種が選ばればいいなという思いと、安全・安心なお米を学校給食にも提供できたらとも考えています。

ところで、給食を炊きたてのお米に変えると食べ残しが減ると言われています。美里町の給食は自校方式ですので、地元の安全・安心な炊きたてのご飯を腹一杯食べてもらうことが可能です。災害時の炊き出しもできるように、中学校に炊飯設備を作りたいと夢見ています。

また、秋ジャガイモも試作し、戸田市との姉妹都市交流の芋掘り体験に、ジャガイモ、さつまいも、里芋のトリプル芋掘りができないか検討しています。

美里町の昔ばなし

17 月杖 (沼上)

むかしむかし、花咲く春のことでした。村に住むおじいさんが旅をする事になりました。その話を聞いた隣の一人暮らしのおばあさんは「上州(現在の群馬県)に嫁に行った娘に、一本の杖を届けて欲しい。」とたのみました。おじいさんは「ああいよいよ。杖をついていけば楽だし、荷物にもならない。」と喜んで杖を預かりました。

やがて、おじいさんは鎌倉街道(現在の国道二五四号)から中山道(現在の国道十七号)に出て、その日の夕方には、杖は無事に娘のもとに届けられました。杖を受け取った娘は、大変喜んでおじいさんを厚くもてなし、次の目的地におじいさんを送り出しました。おばあさんがこの杖を送ったのは「つき杖」、つまり「月末」の意味で「母が月末にはお伺いするよ。」という意味だったので。

昔は文字の読み書きのできる人は少なかったのですが、人に伝言や品物を頼んで用件を伝えたそうです。しかし、伝言は忘れられたり、誤って伝えられたりした事もあったそうです。

※ガイドブックは、美里町コミュニティセンターで無料配布(1人1冊まで)しています。

本庄税務署から確定申告のお知らせ

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちのかたは、マイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。

《確定申告などに関する問合せ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問合せ》

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)

【受付】月～金曜日(祝日を除く)、日曜日(2月19日・26日、3月5日・12日のみ) 午前9時～午後8時



マイナポータル



確定申告作成コーナー



動画で見る確定申告



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

確定申告会場内の入場には、当日配付または国税庁 LINE 公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。



国税庁LINE公式アカウント

- 会場 本庄税務署 1階会議室
- 期間 2月16日(木)～3月15日(水) (土日・祝日を除く)
- 時間 相談受付: 午前8時30分～午後4時 (提出は午後5時まで)
相談開始: 午前9時～

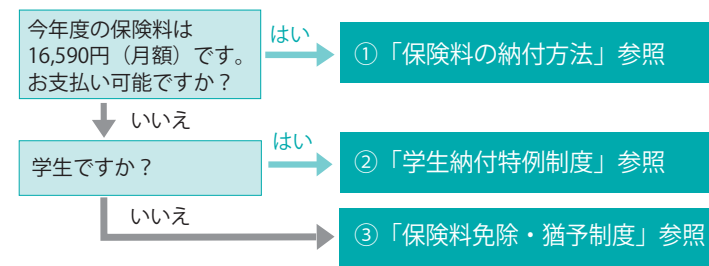
問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111(自動音声案内2)

20歳になったら国民年金

国民年金は、老後や障害を負ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、「働いている世代の皆さんで支えよう」という考えのもと作られた制度です。

20歳以上60歳未満のかたは、加入することが義務付けられ、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。すでに公的年金制度に加入されているかたは除きます。

国民年金保険料について (以下のフロー図でご確認ください)



保険料を未納のままにしておくと、将来的に老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。
納付が困難な場合は、未納のままにせず、免除や猶予の手続きをしましょう。
詳しくは、年金機構のホームページをご覧ください。



ホームページQRコード

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366